

国土入企第27号
平成27年1月30日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長



技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で4.2%、被災三県の平均では6.3%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で28.5%、被災三県の平均では39.4%の上昇となります。

ご承知のとおり、平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

国土交通省としても、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの二度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成25年4月及び平成26年2月）の際には、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第36号及び平成26年1月30日付け国土入企第28号）を発出するとともに、平成25年4月18日には国土交通大臣が、同年10月23日及び平成26年1月30日には国土交通副大臣が、直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。また、多くの団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の待遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこ

られているところです。

以上のことから、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第37号及び平成26年1月30日付け国土入企第29号）で貴職あてに要請した事項及び法改正の趣旨を踏まえ、下記の措置を講じることにより、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進して頂くようお願いいたします。

なお、別添1のように、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれでは、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をよろしくお取り計らいください。

記

1. 新労務単価の早期適用

改正後の公共工事品質確保法において、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられたことも踏まえ、その積算に当たっては、新労務単価を速やかに適用されるよう、よろしくお願ひいたします。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

- ① 一定の既契約工事について、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付国地契第57号、国官技第253号、国営管第394号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）1. (1) 及び2. から8. まで（4. (3) を除く。）の規定を準用する
- ② 平成27年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等としたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、国土交通省直轄工事において

は、既に平成 24 年 4 月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されているところです。

これを踏まえ、貴団体発注工事においても法定福利費相当額（事業負担分及び本人負担分）が適切に予定価格に反映されるよう措置するとともに、受注者と下請業者との間でも、標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の提出などによって法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、発注者として、受注者に法定福利費相当額の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払を指導するなどの特段のご配慮をお願いいたします。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。平成 26 年 9 月 30 日最終変更。以下「適正化指針」という。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」とこととされております。

これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 26 年 10 月 22 日付け總行行第 231 号・国土入企第 14 号）等においても要請しておりますが、未実施の団体においては、これらの措置を講ずるようお願いいたします。

4. 適正な価格による契約の推進

近年のダンピング受注による下請業者へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下等といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請業者、下請業者を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要です。

改正後の入札契約適正化法においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項に新たにダンピング受注の防止が追加されたところであり、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等によりダンピング受注の排除に努めていただくようお願いいたします。また、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、公共発注者であっても、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてご理解をお願いいたします。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、

適正化指針において新たに記述されたとおり、改正後の公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、「予定価格の適正な設定について」（平成26年1月24日付け総行行第13号・国土入企第27号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」で要請したとおり、厳に行わないようお願ひいたします。